

神奈川県監査委員公表第2号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成30年2月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣  
 同 高岡香  
 同 太田眞晴  
 同 森正明  
 同 大村博信

1 措置の対象となった監査の結果

平成29年5月16日（神奈川県公報号外第28号）神奈川県監査委員公表第4号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた6団体のうち教育委員会分を除く5団体全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般財団法人神奈川県厚生福利振興会	平成28年10月31日（平成28年9月28日及び同月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、平成27年度における住宅建設資金8件の貸付けに当たり、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会住宅建設資金の貸付けに関する要綱の規定により、借受者に対して提出を求めている書類が不足したまま貸し付けているものが3件あった。</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「住宅建設資金の貸付けに係る件数及び金額の低迷に伴う受取利息の大幅な減少の件」</p> <p>認可特定保険業における資産運用の一環として実施している住宅建設資金の貸付けについて、貸付件数及び金額が低迷</p>	<p>不適切事項については、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会住宅建設資金の貸付けに関する要綱の理解及び確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、貸付時における必要な添付書類を明確化するため、同要綱の改正を行い、同要綱の理解向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>要改善事項については、平成29年4月からの貸付けについて、貸付利率は2.08%を1.80%に、貸付限度額は700万円を2,000万円とする同要綱の改正を行い、制度改正</p>

		し、受取利息が大幅に減少していた。 (以下平成29年5月16日(神奈川県公報号外第28号)神奈川県監査委員公表第4号中、第4監査の結果1(1)エのとおり。)	を行った。
--	--	---	-------

(2) 保健福祉局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
学校法人聖マリアンナ医科大学	平成29年2月15日(平成28年11月16日職員調査)	(不適切事項) 補助金事務において、平成27年度に交付を受けた神奈川県救急医療対策事業運営費補助金(救命救急センター運営事業)及び神奈川県周産期救急医療事業費補助金(患者受入事業)に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の返還に当たり、補助対象経費のうち課税仕入れに該当しない保険料等を含めて返還額を算出するなどしたため、4件、2,920円を過大に返還していた。	不適切事項については、改めて消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書の提出を行い、返還相当額を再確定するとともに、県に過大に納付した2,920円の返還を受けた。 今後はこのようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	平成28年11月14日(平成28年10月3日から同月5日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (i) こども医療センターが締結した本館吸収冷温水機保守点検業務委託契約(契約額2,360,000円(税抜))の履行確認に当たり、平成27年9月に実施することが約定された溶液の分析業務(186,000円(税抜)相当)が履行されていなかったにもかかわらず、同月分の委託業務の対価全額(389,000円(税抜))を支払っ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (i) こども医療センターが締結した本館吸収冷温水機保守点検業務委託契約の履行確認に当たり、平成27年9月に実施することが約定された溶液の分析業務が履行されていなかったにもかかわらず、同月分の業務委託の対価全額を支払ったことについては、業務委託内容にかかる作業確認が不十分であったことに加えて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人神奈川県立病院

		<p>ていた。</p> <p>(2) こども医療センターが締結したクリーニング等業務委託契約(単価契約、平成27年度支払総額 31,337,376円(税込))の履行確認に当たり、毎月の作業終了後、受注者に対して提出を求めている作業報告書について、平成27年6月及び同年7月に実施されたカーテンのクリーニング分の提出が7か月遅滞していたにもかかわらず、受注者に対して提出を促しておらず、また、実際の業務実施日と相違する日に実施したものとして検査調書を作成していた。</p> <p>2 庶務事務において、こども医療センター職員3名の海外出張における旅費の支給に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程に定める地域区分の適用を誤ったこと及び現地での移動に要する交通費を支給しなかったことにより、日当、宿泊料及び現地交通費計22,835円が支給不足であった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委託契約における業務報告、検査等に係る規定の件」</p> <p>契約事務において、こども医療センターが締結した駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委</p>	<p>機構契約事務取扱規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該業務を遂行していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>(2) こども医療センターが締結したクリーニング等業務委託契約の履行確認に当たり、毎月の作業終了後、受注者に対して提出を求めている作業報告書について、平成27年6月及び同年7月に実施されたカーテンのクリーニング分の提出が7か月遅滞していたにもかかわらず、受注者に対して提出を促しておらず、また、実際の業務実施日と相違する日に実施したものとして検査調書を作成していたことについては、業務委託内容にかかる作業確認が不十分であったことに加えて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該業務を遂行していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>2 庶務事務の旅費については、こども医療センター職員3名の海外</p>
--	--	---	---

		<p>託契約について、契約書の運用業務委託契約部分に係る記載事項が不十分であった。</p> <p>(以下平成29年5月16日(神奈川県公報号外第28号)神奈川県監査委員公表第4号中、第4監査の結果1(3)エのとおり。)</p>	<p>出張における旅費の支給に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程に定める地域区分の適用を誤ったこと及び現地での移動に要する交通費を支給しなかったことについては、旅費の支給にかかる書類の確認が不十分であったことに加えて、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程の定めを十分に理解・認識しないまま、当該業務を遂行していたことによるものであり、支給不足分については、平成29年3月31日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、法令等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>要改善事項については、こども医療センターが締結した駐車場使用料精算等システムの賃貸借及び運用業務委託契約について、契約書の運用業務委託契約部分に係る記載事項が不十分であったことについては、賃貸借と業務委託を統合した契約形態であり、定型的なひな型がなく、賃貸借契約のひな型を中心に用いたために、契約内容に不足が生じたものであり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程等に対する理解・認識が、上司を含む複数の職員の中で不十分であった。</p> <p>今後は、このようなことがないように、業務実態に即した形の契約書にすることを確認し、適正な契約事務取扱に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p>
--	--	---	--

<p>社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団</p>	<p>平成28年11月18日（平成28年10月11日から同月14日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、学会・研修会等参加費13件、95,000円の支払に当たり、参加者に事前請求の必要性を周知していなかったため、資金を前渡していなかった。</p> <p>2 庶務事務において、週休日に勤務を命じられ、別の週に週休日を振り替えた職員1名に対して、時間外勤務及び休日勤務命令簿による命令を行っていなかったため、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団職員給与規程に定める時間外勤務手当1件、5,468円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、立替金取扱要領において「予期し得るものは努めて資金前渡によって、経理するものとする。」と規定されており、当該参加費もその対象であるが、そのことが職員に周知されていなかったことが原因である。</p> <p>  今後は、このようなことがないように、職員に対して周知徹底するとともに、関係部署と連絡を密にし、確認を強化することとした。</p> <p>  県は、今後の適正な事務処理について、指導した。</p> <p>2 庶務事務の時間外勤務手当については、週休日に勤務を命じられた職員が別の週に週休日を振り替えたことにより週所定労働時間を超えたことに対して25/100の割増（時間外勤務手当）が発生したが、勤務を命じられた職員が「時間外勤務及び休日勤務命令簿」の該当日への記載を漏らしたことが原因であった。また、給与の支給手続時における「出勤簿」と「休日振替簿」及び「時間外勤務及び休日勤務命令簿」の突合時に記入漏れの見落としがあったことも原因であり、支給していなかった時間外勤務手当については、平成28年11月分の月例給与で追給処理を行い該当職員に支給した。</p> <p>  今後は、このようなことがないように、休日勤務及び時間外勤務の手続きについて職員に周知徹底するとともに、時間外勤務手当の集計に当たっては、「出勤簿」と「休日振替簿」及び「時間外勤務及び休日勤務命令簿」による突合作業を丁寧に行い、見落としがないよう確実に作業をすることとした。</p> <p>  県は、今後の適正な事務処理について、指導した。</p>
---------------------------------	--	---	--

(3) 県土整備局

<財政的援助団体等>

監査実施 団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
観音崎公園 パートナーズ(横浜緑地 株式会社・福利園建設株 式会社)	平成29年2月 7日(平成28 年10月18日及 び同月19日職 員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産 業廃棄物を含む廃棄物の 運搬及び処理の委託契約 (単価契約、支払総額 539,374円)の締結に当 たり、契約書に廃棄物の処 理及び清掃に関する法律 施行令並びに同施行規則 により義務付けられてい る産業廃棄物の運搬に係 る最終目的地の所在地に 関する事項等を記載して いなかった。	不適切事項については、産業廃 棄物に関する委託契約を締結す るに当たり、最終目的地の所在地 に関する事項等の記載が必要であ ることを担当者が認識しておらず、 管理職の確認が不足していたこと によるものである。 今後は、このようなことがない よう、最終目的地の所在地に関す る事項等、法令に定める事項を記 載した適正な委託契約書を担当 者が作成し、産業廃棄物運搬、処 理契約に対してのチェックシートに て、公園所長及び本部による複数 の職員により確認するよう体制を 強化し、適正な事務執行に努める こととした。 県は、今後の適正な事務執行に ついて、指導した。